

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和4年6月30日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画の種類及び名称  
安曇野都市計画下水道 安曇野市公共下水道
- 都市計画の図書の縦覧場所  
長野県環境部生活排水課、安曇野市上下水道部下水道課

生活排水課

**公告**

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告します。

令和4年6月30日

長野県知事 阿部 守一

- 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
松本市梓川倭1697番3	田	26
松本市梓川倭1821番1	田	1,447
松本市梓川倭1834番	田	1,292
松本市梓川倭1849番3	田	398
松本市梓川倭1916番	田	2,573
松本市梓川倭1949番	田	1,515

- 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
利用権	令和4年7月26日	5年6ヶ月	478,566

- 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
公益財団法人長野県農業開発公社 理事長 北原 富裕  
長野市大字南長野北石堂町1177番地3 JA長野県ビル 11階
- 農地の所有者等の情報  
南安曇郡梓川村大字倭1841番地 小松 徹
- 補償金の支払の方法  
農地を利用する権利の始期までに長野地方法務局松本支局に補償金を供託してください。
- 補償金の還付について  
農地の所有者等は長野地方法務局松本支局において、補償金の還付を受けることができます。

農業政策課

## 公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告します。

令和4年6月30日

長野県知事 阿部 守一

## 1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
上田市真田町長字山遠家6097番1	田	629

## 2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
利用権	令和4年7月26日	5年6ヶ月	21,396

## 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人長野県農業開発公社 理事長 北原 富裕  
長野市大字南長野北石堂町1177番地3 JA長野県ビル11階

## 4 農地の所有者等の情報

小県郡真田町大字長4023番地 滝沢 敏彦

## 5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに長野地方法務局上田支局に補償金を供託してください。

## 6 補償金の還付について

農地の所有者等は長野地方法務局上田支局において、補償金の還付を受けることができます。

農業政策課

## 公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、塩尻市野村桔梗ヶ原土地区画整理組合の役員について、次のとおり就任の届出がありました。

令和4年6月30日

長野県知事 阿部 守一

役職	氏名	住所
理事	三沢 保	塩尻市大字広丘野村658番地
理事	御子柴 丈志	塩尻市大字広丘野村756番地4
理事	清水 隆志	塩尻市大字広丘野村661番地ロ
理事	三村 安則	塩尻市大字広丘野村645番地
理事	清水 浩一	塩尻市大字広丘野村688番地2
理事	田中 剛	塩尻市大字広丘野村299番地
理事	米山 幸一	塩尻市大字広丘野村1785番地231

都市・まちづくり課